

貯金規定の一部改正について

J Aバンク京都では、次のとおり貯金規定を一部改正いたします。

1. 定期性貯金中途解約利率の計算方法の見直し

① 改正日

平成29年7月1日

※ 改正日以降、新たに預入、または継続される貯金より適用します。

② 改正内容

- (a) 中途解約利率の計算を「小数点第3位以下切捨て」から「小数点第4位以下切捨て」に変更します。
- (b) 中途解約利率が解約日における普通貯金利率を下回る時は、その普通貯金利率によって計算します。

③ 対象となる貯金規定

- (a) スーパー定期貯金規定（単利型）
- (b) スーパー定期貯金規定（複利型）
- (c) 自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）
- (d) 自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）
- (e) 変動金利定期貯金規定（単利型）
- (f) 変動金利定期貯金規定（複利型）
- (g) 自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）
- (h) 自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）
- (i) 期日指定定期貯金規定
- (j) 自動継続期日指定定期貯金規定
- (k) 積立式定期貯金規定
- (l) 定期積金規定
- (m) 国産農産物ギフトカタログ抽選権付き全国統一年金定期貯金「結いの恵み」貯金規定（スーパー定期貯金）
- (n) 一般財形貯金規定
- (o) 財形年金貯金規定
- (p) 財形住宅貯金規定

2. 他県JAにおけるATMでの通帳入金

① 改正日

平成29年7月1日

② 改正内容

他県JAにおけるATMでの通帳を使用した入金取引を可能とします。

③ 対象となる貯金規定

- (a) 普通貯金規定
- (b) 総合口座取引規定
- (c) 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
- (d) 普通貯金無利息型（決済用）規定
- (e) 新貯蓄貯金規定